

NASU
NO
HARA

なすのはら



《雲巖寺》

(国指定文化財/市指定文化財)

八溝山地のふところ深く、清らかな溪流に沿う境地に、臨済宗妙心寺派の名刹、雲巖寺があります。山門の正面にある、朱塗りの反り橋を渡って石段を登ると、正面に釈迦堂、獅子王殿が一直線に並ぶ代表的な伽藍配置となっています。春の新緑、秋の紅葉、そして冬の雪景色。どの美しさもみごとなものなのです。

“めざします企業の繁栄と社会への貢献”

2013
No.85 9



言葉ひとつで人生が変わる！

—地域再生のために、資金の流れを
地元から地元へ還流させよう—

産業カウンセラー 柏 木 勇 一

「どうせ自分なんて…」と繰り返すAさん

営業職で入社3年目、20代のAさん。成績が上がらないまま、上司や先輩、同僚からの冷たい視線が気になる憂うつな日々を送っていました。顧客を訪問しても会話がうまく進まず、うつむいて帰ることが多くなりました。何とか自分を変えたいという理由で相談に来たのですが、いくつかの質問に対するAさんの言葉が気になりました。どんな質問をしても、最後は「どうせ自分なんて何をやってもダメなんです。就職できたことも偶然です。もともと能力はありません」と繰り返すばかりでした。Aさんの問題は、この言葉にあると直感しました。

否定語とは縁を切りましょう

さらにAさんの言葉をあげてみましょう。「すみません、こんなダメ男の相談に応じてもらって」「学生時代から何をやってもダメでした」「あの時、ああしておけば、と後悔するばかりです」

お気づきでしょうか。これらはすべて否定語です。みなさんも周囲から「ダメだ」「どうせ…」「しょせん自分は」「ひどいよ」「運が悪い」などの声を聞くことがあると思います。多分、うつむいた状態が多い人です。このような否定語ばかり使っていると、態度だけでなく、「自分には能力がない」「世間は冷たい」という非合理的な考えに支配されていきます。「どうせ何をやってもダメ」「みんなこっちのことなんかどうなってもいいと思っている」という考え方が定着して、周囲から回避（逃避）する行動につながります。仕事に前向きになれるはずはありません。これらは実は自分

の言葉が作っているのです。

日々、肯定語を話せば人は変わります

Aさんに対して、言葉のクセに気づいてもらい、肯定語をどんどん使ってみるように薦めました。

例えば—

「素晴らしい」「やった」「何とかなる」「大丈夫」「これで良かった」「ありがとう」「いい勉強になった」「自分もよく頑張ったな」などです。

肯定語を使っていくと、「自分だっていいところがある」という、本来持っている能力に気づき、「やれば何とかなる」という前向きな考えにつながります。

実際にAさんも、回避していた仕事に対しても、肯定語を使うことで、徐々にですが、積極的になり、自分なりのアイデアを出し、職場はもちろん、顧客先でもうまくコミュニケーションが取れるようになりました。

仕事で落ち込んでいる人に薦めたいのが、「最初に言葉ありき。肯定語を増やしましょう」ということです。決して難しいことではないはずです。人生がうまく展開するカギは言葉にもあることを忘れないでください。

【作者略歴】

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。



本

株式会社 鷗 文 社

本を読んで
泣いた...

ハートブックス

私の中で
何かが
産まれた

映画を見て
興奮した！

TSUTAYA

高齢者の職場創出、 教育訓練に職務再設計が有効

雇用問題コメンテーター 長 嶋 俊 三

「技術技能の優秀な従業員については問題ない。問題なのは、一般的な能力しかない従業員で、その人たちのほうが圧倒的に多い」という話を経営者からよくきかされる。

これに対する職務再設計という手法は、高齢者の加齢による弱点をカバーして、生産効率を維持あるいは向上させるという効果があるばかりではない。他の従業員よりすぐれた能力をもたない高齢者の職場をどのように創り、さらに教育訓練で能力をアップさせていくか、その基礎づくりにも欠かせないものである。

生産工程を技能の難易度で分け

こうした問題に対応した企業事例を紹介しよう。精密機器用の特殊部品を製造している兵庫県のA社は、150人の社員のうち5分の1が60歳以上の高齢者。そのほとんどが地域で雇用した技能のない社員である。そこで同社は、生産工程のすべてを技能の難易度により分析して、「ブラック」（専門的な仕事）、「グレー」（すこし改善すれば誰でもできる仕事）、「ホワイト」（誰でもできる仕事）のゾーンに分類し、この「ホワイト」ゾーンに地域の高齢者を配置した。

もともとの社員で60歳定年を迎えた高齢社員もその能力の評価によって3ゾーンのいずれかに適材配置されることになる。

「誰でもできる化」活動を教育訓練に

滋賀県のB社は、合成樹脂製品を製造しているが、

この会社では、徹底したムダを排除した誰でもできる生産ラインづくりをめざしたDDK（誰でもできる化）活動を推進した。生産コスト、品質、納期を追求するなかで、自動化による人員削減はかえって

生産能力に影響すると考え、むしろ人手中心のラインを構築し、選択や判断業務が生じないように流れるラインをつくることにした。

そのため生産ラインを「単純作業」と「技能作業」に分類し、「単純作業」についてはムダ、ロスを省く改善活動を徹底して行った。従業員130人のうち高齢者は約1割。ほかに地域のシルバー人材センターからも採用している。こうした高齢者でも、正確に、速く、間違いなく、安全に作業ができるDDK活動により職場を創出した。

この活動によって、技能レベルの高い熟練者が単純作業に携わることもなくなり、また、単純作業に配置されている高齢者に、作業に必要な公的資格を取得させる教育訓練も明確になり、本物のものづくり人材の養成がしやすくなった。

こうした柔軟な発想で職場をみつめることが、従業員のやる気を育て、会社の価値を高めることになる。

【作者略歴】

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

雑談 雑学の庭

ところてん

フリーランスライター
藤木順平氏

地区の俳句コンクールで好成績を上げたことのある友人が、選者に「巧い!」と、思ってもらえるコツは、一見、関係ないものを結びつけることだと教えてくれたことがある。

友人は「見立て」を言いたかったのか。『広辞苑』には「④芸術表現の一技法。対象を他のものになぞらえて表現すること。和歌・俳諧（中略）などに用いられる」とある。

ところてん逆しまに銀河三千尺（蕪村）
細長の四角い箱から突かれて出てくるところてんを「銀河三千尺」とは…。蕪村さん、えらいものに見立てたものである。

夏の味覚の代表格「ところてん」。漢字で書くと「心太」だが、どうしてか？ 簡単に言うと、心太は当て字で「こころぶと（701年完成の『大宝律令』にすでに明記）」と言っていたものが「こころてい」「こころてん」

となり、現在の「ところてん」になったそうだ。

海藻の天草（てんぐさ）を煮た汁を固めて作ったところてんは、カロリーはほとんどないのでダイエット食として用いられるほか、整腸作用やガン予防に効果があるといわれている。

いま、定年延長で65歳まで会社に勤めていた団塊の世代が"ところてん式"に押し出されている。「自由」「人生これから」などをイメージする見立てができないものだろうか。

【作者略歴】

藤木順平（ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田順一）
フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK『てんぷく笑芸場』の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ『アメリカ横断・ウルトラクイズ』のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで㈱エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

着任のあいさつ



大田原税務署長 渡 辺 明 人

本年7月の人事異動により、関東信越派遣国税庁監察官から大田原税務署長として着任いたしました渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は新潟県出身であり、栃木県内の勤務は宇都宮署以来2署目となりますが、着任早々お招きいただいた大田原法人会理事会におきまして、皆様から暖かくお声をかけていただき、当地で勤務できることを大変うれしく思っています。

公益社団法人大田原法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、本年4月1日付けで公益社団法人に認定された、とお聞きしております。公益社団法人に認定されるまでは、関係当局への対応や、申請書類の作成等大変なご苦労があったかと思いますが、今後、益々税知識の普及活動を中心とした、社会貢献活動等の公益目的事業を、活発に実施していただきたいと思います。

これまでの事業活動においても、社会貢献活動として、「租税教室」の開催や、管内小中学校への「子供安全パトロールステッカー」の寄贈、那須赤十字病院への「ウオッシュクロス(木綿の布)」の寄贈のほか、東日本大震災復興支援のための各種支援活動にも積極的に取り組んでいるとお聞きしており、幅広い事業活動を展開されておられることに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、改めて申し上げるまでもなく、少子・高齢化、経済のグローバル化等により大きく変化してきております。このような状況の下、税務の執行に携わる私どもといたしましては、皆様の信頼を得るため、「適正かつ公平な課税と徴収の実現」に向け、なお一層努力し

ていくとともに、納税者サービスの充実に取り組んでいく所存でありますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

また、納税者の利便性向上と事務の効率化を図るため、国税庁、国税局、税務署が一丸となってe-Taxの普及拡大に取り組んでおります。税の良き理解者であります法人会の皆様方には、更なる利用拡大に向け、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人大田原法人会の益々のご発展と、会員皆様方のご健勝を心から祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

● 税務署人事異動

平成25事務年度幹部職員

(平成25年7月10日付)

役 職	氏 名	前 任 地
署 長	渡 辺 明 人	関東信越派遣国税庁監察官 主任監察官
総 務 課 長	鈴 木 貴 之	留 任
管理運営第一・統括官	藤 田 儀 和	関東信越国税不服審判所 審査官
管理運営第一・総括上席	宮 川 健	留 任
管理運営第二・統括官	沼 尾 和 津 也	留 任
徴 収 統 括 官	早 瀬 守 英	留 任
個人課税第一・統括官	人 見 好 典	国税庁関東信越派遣監督評価官室 監督評価官補
個人課税第二・統括官	伴 順 夫	留 任
資 産 課 税 ・ 統 括 官	渡 邊 圭 一	宇都宮署 資産課税第一・総括上席調査官
法人課税第一・統括官	渡 辺 哲 夫	留 任
法人課税第一・総括上席官	戸 村 伸 二 郎	宇都宮署 法人課税第三・上席調査官
法人課税第二・統括官	増 山 庸 夫	川越署 法人課税第六・統括官

転出者

役 職	氏 名	新 任 地
署 長	山 下 尚 志	国税庁 法人課税課
管理運営第一・統括官	小 原 一 夫	東松山署 管理運営第一・統括官
個人課税第一・統括官	乾 喜 市	退 職
資 産 課 税 ・ 統 括 官	鈴 木 幸 三	栃木署 資産課税・統括官
法人課税第二・統括官	古 澤 繁	西川口署 法人課税第四・統括官



美味満点 那須塩原ブランド 認定第1号

四代目 がんごラーメン3兄弟® (しょうゆ・みそ・しお)

国産小麦粉(栃木県産小麦)100%

国産小麦粉のしっとりしたソフト感を生かし、なめらかな喉越し、くどくないさっぱり感で、もう一ぱい食べたいくなる味(業界紙全国版評)



麵処 御用邸®

(有)菊地市郎商店

栃木県那須塩原市錦町2-39

TEL 0287-62-0053

FAX 0287-62-0036

http://www.kikuichi-men.com

会長あいさつ



会長 城田 民男

暑さ寒さも彼岸までであります、昨今の自然の猛威はますますエスカレートしています。熱かったこの夏、「熱中症での死亡事故多発」や、「全国各地でのゲリラ豪雨」や当県でも近隣での「竜巻」災害などが続出致しました。今までに経験した事がないような、驚きの異常現象でもありました。

そうした中での法人会活動も変化が見えてきました。振り返りますと

1. 今年4月には、公益社団法人化への切り替えが出来ました。感謝します。

県法連や他の方々のご指導と当会では事務局長等の格段のお骨折り、理事(委員長)の方々には大変なご尽力を賜り、研鑽の積み重ねによりまして、総会と理事会で、新しく公益社団法人会として承認されました。理事さん主導の企画と行動(実際活動)によって会が動き始めようとして居ります。今後は当法人会の中での信任された理事さん方による率先垂範・自己責任の範疇で事業が進行することが期待されます。

法人会のキャッチフレーズは《めざします 企業の繁栄と社会への貢献》これは、法人会の基本的指針です。法人会は、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。

2. 次に平成26年度は全法連の全国大会の栃木大会でございます。

全国大会に向けて取り組みをしていく年となりました。当会からの役員の派遣協力等、よろしくお願いを致します。関係者の皆様に御苦労をお掛け致します。開催県の課題であります、組織率の目標や、福利厚生関係のキャンペーン等の幾つかの目標とする課題にもご理解とご協力をお願いいたく存じます。

地方の景気がまだまだ厳しき折、まことに恐縮でございますが、知恵と工夫とを凝らしながらの対処で一步を踏み込めたらと考えます。

3. 法人会のたゆまぬ地域活動、地域貢献の中でも大きな役目として、**法人会の税制提言**が有ります。県知事様をはじめとして、市長、議会議員(国政・県政・市町村)教育へ提出させて頂きます。(全法連・県法連特別顧問の力添えの賜です。)引き続きお手配をさせて頂きます。
4. 前項目の法人会と税制については会の中でも、最も

主要なものであり、国の予算と税収の関係に代表されている処です。

問題点では、少子高齢化社会(必要な手当てが出来ていない)長引いたデフレ景気(円高での株価暴落、景気悪化)に突入してから、日本国のプライマリーバランスの悪化が増大の一途をたどっている事です…その結果は国債の累積が1000兆円(世界148位)に迫り膨らんだ異常状態に陥っています。世界中から日本の信用が失墜されんとしている点であります。(国家の存亡の危機)であり、消費税の改正を余儀なくされている処です。アベノミクスとしての対策を充分に見極める事が必要であります。

1%の大企業(主に輸出関連の企業・自動車など)は大幅増収増益、法人税の増収で消費税+3%のアップは全く問題は無しなのでしょう。それに対し99%の中小企業大半は円安化で燃料費の高騰を始め輸入品は高くなりコストアップがままならない!それに電力の大幅アップは、製造関係企業などは大変な状況です。現段階でも消費税の滞納が増加しているそうです。それらに対して消費税のアップは輪をかけて厳しさをもたらすものと成ります。国の超党派としての意見調整が必要と感じます。デフレ経済の脱却・建て直し、消費税を上げずにも税収が改善できる様なことを期待するものです。…しかしもう後回し(収支バランスさせることを)には出来ないとする国民が増加しつつ…。

5. 従って会員企業は真正面から見据えて、「変革の時代を」自分が変わって、家庭を・会社を・地域を・良くして行こう!自分磨きの方法は誰でもできます。一步一步着実に自他ともに繁栄する事、明るく元気な、家庭を大切にする仲間です。

「過去と他人は変えられないが、自分自身と未来は、努力する事によって変えられる」と前に向かって行動実践することが、閉塞感を脱する手がかりです。良き経営者として企業の繁栄と社会の貢献を目指して参りましょう!

6. 敗戦から高度成長を経験した日本人が今や戦後68年が過ぎて、成長の経済の斜陽化の時代となって居り、アメリカナイズされた個人の権利などが持て囃されて、今や「相手の人を思いやる習慣」が薄れてしまっている…政治の世界も、党利党略等が最大の課題となるも、本当に国民の為に必要な事であるかが決められずに流されて、先送りして来てしまった。と言う事がそれぞれ勝手な我欲の為にのみ行動して来たのではないか?

日本が危ない事に重きを置いて、心を一つに重ねていろいろな問題、少子高齢化社会の到来、社会保障の一体化対策、医療介護費などの対策、その他、本当の意味での国民の為になる変革を期待し見守りたいものです。



未来を創造

総合建設業

栃木県知事許可第3700号

株式会社 鈴木 土建

代表取締役社長 鈴木 康弘

〒325-0103 栃木県那須塩原市青木12-41

TEL 0287-63-3647 FAX 0287-62-3740

**税務署
コーナー**

消費税法改正のお知らせ

平成25年3月 国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び他方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々方が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を構じることとしています。

※詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



株式会社・合同会社・NPO法人・ 一般社団法人・一般財団法人の比較

1. 株式会社

- (1) 組織
 - ・株主総会と取締役が必要(株主と取締役が1人以上)
 - ・株式譲渡制限会社以外の会社では取締役会が必要
 - ・取締役会を設置した場合は監査役が必要
- (2) 法人税法上の分類
 - ・普通法人
- (3) 特徴
 - ・営利を目的とする社団法人
 - ・全ての株主(社員)は間接有限社員
 - ・株主・取締役が1人でも設立できる
 - ・最低資本金制度がない
 - ・設立時の主な費用 公証人の認証手数料等(5万3千円程度)、登録免許税(最低15万円)、定款添付収入印紙(4万円)

2. 合同会社

- (1) 組織
 - ・社員は必要、社員総会は任意、取締役は不要
 - ・社員は原則として業務執行社員かつ代表社員
ただし社員が複数名の場合には定款で業務執行社員を定めることが可能
- (2) 法人税法上の分類
 - ・普通法人
- (3) 特徴
 - ・営利を目的とする社団法人
 - ・全ての社員は間接有限社員
 - ・設立時の主な費用 公証人の認証手続きは不要。登録免許税(最低6万円)、定款添付収入印紙(4万円)
 - ・業務執行社員及び代表社員には法律上の任期の定めがない
 - ・出資金額に関係なく、社員ごとに利益の配当等について定款に定めることができる
 - ・持分の譲渡は原則として他の社員全員の承諾が必要

3. NPO法人

- (1) 組織
 - ・社員、社員総会、理事及び監事は必要
 - ・理事会は任意(実務では設置)
- (2) 法人税法上の分類
 - ・公益法人等
- (3) 特徴
 - ・営利を目的としない法人
 - ・公益性が必要とされる
 - ・設立時の財産保有制限なし

- ・設立時の主な費用 公証人の認証手続きは不要、登録免許税は0
- ・非営利性と公益性が必要であるため、活動内容に制限がある
- ・設立時には社員が最低10人、理事3人、監事1人が必要
- ・設立後も所轄庁の監督を受け、決算関係書類の提出が必要
- ・役員のうち報酬を受け取るものは、役員全員の3分の1以下であることが必要

4. 一般社団法人

- (1) 組織
 - ・社員、社員総会及び理事は必要
 - ・理事会、監事は任意
 - ・評議員、評議員会は任意
 - ・会計監査人は原則として不要
- (2) 法人税法上の分類
 - 定款の内容その他により次の二つに分類される
 - ・公益法人等に属する非営利型法人
 - ・普通法人
- (3) 特徴
 - ・営利を目的としない社団法人
 - ・公益性は必要とされず、登記だけで設立可能
 - ・すべての社員は間接有限責任
 - ・社員2名で設立可能
 - ・設立時の財産保有制限なし
 - ・設立時の主な費用 公証人の認証手数料(5万3千円程度)、登録免許(6万円)
 - ・理事や職員に給与を支払うことは可能

5. 一般財団法人

- (1) 組織
 - ・理事、理事会及び監事は必要
 - ・評議員、評議員会も必要
 - ・会計監査人は原則として不要
- (2) 法人税法上の分類
 - 定款の内容その他により次の二つに分類される
 - ・公益法人等に属する非営利型法人
 - ・普通法人
- (3) 特徴
 - ・営利を目的としない財団法人
 - ・公益性は必要とされず、登記だけで設立可能
 - ・設立時に300万円以上の財産の拠出義務がある
 - ・二期連続で純資産が300万円未満となると解散となる
 - ・理事3人、評議員3人、監事1人が必要となる
 - ・設立時の主な費用 公証人の認証手数料(5万3千円程度)、登録免許(6万円)
 - ・理事や職員に給与を支払うことは可能

木 と 共 に 6 0 年



谷地木材合資会社

健康なくらし・豊かな生活は、大自然の贈り物で造る木の家から

本 社

大田原市須賀川2378
TEL 0287-58-0106
FAX 0287-58-0210

大田原

大田原市南金丸1515
TEL 0287-24-2630
FAX 0287-24-2635

宇都宮

宇都宮市岩曽町964-2
TEL 028-662-7479
FAX 028-662-7533

◆ 理事会開催 ◆

8月27日(火)大田原市「ニュー勝田屋」で開催された。

7月の異動で転入された渡辺明人大田原税務署長と法人課税第一部門渡辺哲夫統括官にご臨席いただき、今年度の各委員会と部会の事業について発表があった。

◆ 各委員会等報告 ◆

総務委員会→総務委員会は会務の総括的な立場でその運営を円滑に進める事を目的としている。4月より公益法人、また、役員数も減ったので少数精鋭での活動となる。責務も重くなるが宜しくお願いしたい。
今回は慶弔規程の改定を行う。

組織委員会→組織委員会は組織の拡充を目的としている。未加入法人名簿の洗い直しをお願いしたい。まずは知り合い等に声を掛け50%を達成させる。短期決戦で9月に全支部一斉に会員増強に取り組む。行動すること。

研修委員会→研修委員会の目的は法人会の事業、研修会等を効果的に推進する事。
11月6日の講演会は「奥村幸治」氏で「イチローに学ぶ～奥村流！個々の能力の引き出し方～」である。多くの方に声を掛けお誘い願いたい。
また、10月8日事業承継に関する経営者向けセミナーも開催する。
他、法人会全国大会（とちぎ大会）が26年に行われる事を発表。
成功のためご協力願いたい。

税制委員会→「税制アンケート」に今年度も協力願いたい、皆さんの意見や考えを反映させて「税制提言書」を作成することができる。「26年度税制改正提言書」は8月に知事に提出した。9月から10月中には各自自治体に持参する。
次に、県法連の税制委員長である城田会長から税制アンケート結果の説明がなされた。

広報委員会→広報委員会の目的は、会員並びに社会一般に対して法人会の趣旨、活動状況等を周知することである。



広報紙は今年度より名前を変え「なすのはら」とした。原稿協力、寄稿協力、広告掲載の協力を依頼した。年3回発行。ホームページにインターネットセミナーも常設しているので自己啓発の場として活用願いたい。

厚生委員会→全国大会（とちぎ大会）に向けて、福利厚生目標設定がなされている。
役員加入率70%や収入保険料103%達成等12月末が期限となる。
とちぎ大会を成功させるために、是非ともご協力をお願いしたい。
各保険会社推進員が何うのでご協力とご支援を願いたい。

青年部→青年部事業は①チャリティゴルフ大会 ②研修会の開催 ③会員拡大を今期の目標とした。
9月26日にチャリティゴルフ大会有り、収益金で安全パトロールステッカーを作成する。

女性部→税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業では、租税教室、税の絵はがきコンクールを開催する。経営支援事業では実務研修の実施。社会貢献活動は那須日赤へのウォッシュクロス寄贈。盲導犬育成支援募金活動、その他視察研修会を実施する。

《慶弔規程の改正》

入院見舞いを1ヶ月以上→2週間以上に変更、花輪及び生花とする。養父母の場合は同居に限定。承認となる。

《その他》

会費規程の誤植の訂正を上程、承認される。
入会のしおり・入会申込書の制定を説明する。
会役員名簿と委員会名簿の厳正な取り扱い依頼。

米穀・肥料・農薬

有限
会社

小滝光男商店

那須塩原市扇町12-2
TEL 0287-36-0100



経営セミナー

雇用トラブルセミナー

「トラブルを防ぐ雇用リスク対策のポイント」
～中小企業の労務管理から見る経営力の強化～

講師 赤澤 将 氏
社会保険労務士法人シグマ総合事務所代表

8月27日、大田原市ニュー勝田屋にて開催。
内容を抜粋してみると・・・

今、労務トラブルが非常に増えている、総合労働相談件数は平成20年以降100万件を超えて推移しており、高止まり状況である。

内訳は、1位「いじめ・嫌がらせ」2位「解雇」3位「労働条件引下げ」特に1位は大幅に増加しており、紛争内容も多様化している状況である。

*なぜ、トラブルが増えているのか？

- ・世の中や社員の意識が大きく変化 ・会社と社員の意識にズレが生じて
- ・ネットでの情報氾濫 ・経営者の常識と労働法との大きなギャップ
- ・過払金返還請求に替わる弁護士等の新たな収入源・・・などを挙げていた。

次に、トラブルを回避するために経営者がやらねばならない事、注意することを、具体例を挙げながら丁寧に説明してくれた。まずは、採用する



ときからの注意点、雇ってしまうと解雇は非常に困難になるとの事。十分な調査と面談を行い、少しでも不安を感じたら雇わない事も選択肢に入れておく、試用期間は必ず設けるなど。

未払い残業代のトラブル対策については労働審判事例を用い要点を話した。問題社員への対応の仕方として、見て見ぬふりやあきらめは絶対にダメ、社員に自覚と反省を促すようにし、注意や指導を行った記録や書類を必ず残すこと。その他、いじめ、パワハラ問題対策、メンタルヘルス対策などについて、労災や健康配慮義務違反による民事損害賠償事件にならないためのポイントが話された。～就業規則や雇用契約書の整備等はもちろん必要であるが、やはり信頼関係をどう築いていくかが大切なポイントではないかと感じた～。

会 員 募 集 !

会員増強運動実施中

もっと仲間をふやしませんか？ ぜひ、お知り合いをご紹介下さい。
公益社団法人大田原法人会では、新規会員を募集中です。

お問い合わせ・お申込は、下記事務所までお願いいたします。

大田原市本町1-2799-1 (株)伊藤電設 2F
TEL0287-23-4802 FAX0287-22-5985

*各支部事務局(商工会議所・商工会内)でも、受け付けております。



製鋼・非鉄金属原料・製紙原料

有限会社 稲田藤七商店

代表取締役 稲 田 和 弘

〒324-0054 大田原市若松町2-26

TEL 0287-22-2169

FAX 0287-22-3469



大田原支部

大田原温泉ホテル 龍城苑

「よっしゃ〜、出たぞ〜」歓喜の声に踊った1984年8月8日。ぬめりのある泉質で、よく温まり、お肌がすべすべになる、ナトリウム塩化物温泉。飲泉も出来る良質な温泉を授かりました。大田原市内で最初の温泉が湧出してから29年。その間、ホテル・宴会場を増設し、日帰り館をリニューアルいたしました。早いもので、来年には30周年を迎えさせていただきます。太陽の湯では、本年、大田原商工会議所の協力のもと、大田原名産の唐辛子を使った「与一くんの地獄風呂」をオープン。皆様にお楽しみ頂いております。ホテル龍城苑では、ご宿泊を始め、ご婚礼、ご宴会、ご法要にと地元の皆様にご利用頂いております。これからも、地域一番店を目指し、皆様にお気軽にご来館頂き、親しんで頂けますよう努力してまいります。どうぞ心と体を癒しにご来館くださいませ。社員一同お待ち申し上げます。



那須支部

石材専門 株式会社 白井石材

私共は、那須町の芦野で昭和46年に芦野石の採掘、加工販売を創業した石材専門の会社です。現在は白河市にも採石場を持ち同系統の白河石も採掘、販売しております。芦野地区は江戸時代から芦野町として栄えました。昭和の大合併で芦野町・伊王野村・那須村が合併「那須町」が誕生しました。町内の移動に最大1時間かかるほど広い面積の町です。芦野石は特に昭和40年代以降に生産、出荷量が増大し、一時期は芦野石で「ストーンラッシュ」とも言える活況を呈しました。芦野の街中にある「石の美術館」STONE PLAZAの場所は江戸時代の「本陣」跡です。{写真} また、その後農協の石蔵等が建てられ使われていた場所です。長年放置されていたこの場所を何とか再生しようと、芦野石蔵の再生計画を建築家の隈研吾さんに依頼して出来たのが、総石造り建築として再生した「那須芦野石の美術館stone plaza」です。現在も海外から見学に来られる方が時々居ります。2001年にオープンしてから12年経ちますが、私共の施設として運営しており地域の文化活動とも連携して活用しております。本体の白井石材の業務は現在、採掘-加工-販売-石材設計-工事の専門会社として、特に建築石材分野の割合が多くなっております。白河石の施工例では新橋、汐留め再開発事業の旧国鉄駅舎復元などがあります。新橋駅近くに行く機会が御座いましたら是非ご覧になって下さい。{写真} 窓周りは無垢の彫り込み加工の役物です。また公共空間ばかりでなく外壁や床材等として住宅や店舗等にも使用範囲が広がっています。○白井石材 (<http://www.shirai-ishi.com>) 石の美術館 (<http://www.stone-plaza.com>) 那須にお越しの時は是非、芦野地域にも足を運んでみてください。国道294号線沿いです。

株式会社 白井石材 代表取締役 白井伸雄
栃木県那須郡那須町大字寄居406
電話：0287-74-0606 FAX：0287-74-0332



石の美術館



旧新橋停車場復元駅舎

貸ふとん 扱っております（1組から何組でも）宅配致します。
不意のお客様などで困った時にはすぐ当社までお電話をください。



(有)白塩舎リネンサプライ

代表取締役 鈴木 賢二

栃木県那須塩原市上塩原44-3

TEL 0287-32-2859 FAX 0287-32-2015

★支部だより★・・・

塩原支部

塩原温泉まつりで バルーンパフォーマン

9月8日・9日に、塩原温泉まつりが開催されました。塩原支部も、8日に温泉街街頭で、「25年度税制改正のあらまし」の冊子、いちごプロジェクトのパンフレットとミニうちわを配布し、子供たちには、バルーンパフォーマーから、細長い風船を巧みに扱い、動物や花、腕輪などに仕上げた作品が提供されました。この祭りは、6地区から山車が繰り出して、お囃子をにぎやかに奏でながら細長い温泉街を練り歩き、塩原温泉に秋の訪れを告げる祭りとして地域の人々がもっとも楽しみにしている祭となっています。小雨降る一日でしたが、お祭りとバルーンパフォーマンに子供たちは大満足・・・でした。



黒磯支部

税の啓発活動 「団扇」配布

那須塩原市盆踊り大会&黒磯夏まつり、 でも標語入り“うちわ”を配布

8月10日・8月11日にJR黒磯駅前通り(歩行者天国・荒天中止)で、夏の風物詩として親しまれている歴史ある伝統行事が開催され、黒磯支部も“税の標語入りうちわ”を配布致しました。



西那須野支部

第30回西那須野 ふれあい祭りで!

税の標語入りうちわ配布

7月27日(土)西那須野駅西口周辺で“ふれあい祭り”が開催されました。

毎年、地域住民の心と心のふれあいの場を目的として、流し踊り、仮装大会、自主イベント等、多彩に開催していますが、西那須野支部女性部を中心として今年も「税の標語入りミニうちわ」を駅前通りで配布致しました。午後3時からの開催でしたが、今にも降り出しそうな空模様と不気味な雷の音を聞きながら、1000本の団扇を配りました。かわいい図柄のミニうちわは、浴衣姿の女の子に大好評でした。



黒磯支部

社会貢献活動「献血」

去る8月30日(金)、栃木県赤十字血液センター主催の献血活動を実施いたしました。前回同様、市内スーパーにて当支部役員による店頭、駐車場での呼び掛けを行い、また企業への事前通知を行い、気温33℃の暑さの中、38名の申込があり、32名の方に献血を頂きました。当支部は、協力者に玉子1パックを粗品として提供いたしました。今後も引き続き社会貢献活動の一環として、黒磯支部はこれからも積極的に実施して参ります。



株式会社 生駒組
代表取締役 生駒 憲一

那須塩原市太夫塚5-221 TEL 0287-36-0648

=公開事業のご案内=

●経営者向けセミナー (無料)

事業承継 本当に大丈夫ですか・・・?企業防衛

講師 團 弘志(だん ひろし)氏 (株)リベロ 常務取締役

開催日 10月8日(火) 午後2時～4時

会場 大田原地域職業訓練センター

定員 先着30名

●決算期別研修会(法人税・消費税申告説明会)

開催日 11月1日(金) いきいきふれあいセンター(黒磯)

11月7日(木) 西那須野商工会館

両日とも午後1時30分～3時30分迄

●公開講演会「イチローに学ぶ」～奥村流!個々の能力の引き出し方～

パーソナルトレーナー

講師 <奥村 幸治氏>

開催日 11月6日(水)

会場 那須野が原ハーモニーホール 小ホール

時間 午後6時30分 開演(午後6時開場)

講演会は無料です。一般公開ですので会員以外の方も大歓迎です。



●「税を考える週間」

開催日 11月11日(月)～11月17日(日)

テーマ:「税の役割と税務署の仕事」・・・<税の標語入り花の種プレゼント実施>

～いずれも詳細は大田原法人会事務局へお問い合わせください～

TEL 0287-23-4802

編集後記

傾聴とは何かな。

人間関係を円滑にするためには、お互いの意思疎通が必要不可欠です。それには聞くということを改めて考えてみる必要があります。

人間は口が一つで、耳が二つあるのは、話す倍の時間をかけて人の話を聞くためだと言われています。それだけ人の話を聞くのは難しいということです。特に現代ほど人の話を聞かない時代はないといわれます。どんな聴き方を心がけるべきかといえますと、相手の立場に立つゆとりがなければ、本当に聴くことはできません。まず相手の話をうなずきながら肯定して聞くこと、否定せずにいったん受け入れることが大切です。次に聞き役に徹して聴く。我意を挟まずにそのまま聴

く。耳で聞くというより、心で聴くようにするのが本当の聴き方です。ある教育長のお話から、傾聴とは一杯になっているコップの水を吸い取ってあげるようなことと教えていただきました。人は信頼感ができた時にどんどん話をしてくれます。人は認められて役に立った時にやる気になります。自己重要感を高めあえることが傾聴の目的です。(黒羽支部)

発行所 公益社団法人 大田原法人会
〒324-0041 栃木県大田原市本町1-2799-1
(株)伊藤電設2F
TEL 0287-23-4802 FAX 22-5985
発行者 会長 城田 民男 広報委員長 小貫 満康
<ホームページ> <http://ohtawara.or.jp/>
<Eメールアドレス> daiho@maple.ocn.ne.jp
印刷デザイン 有限会社 光 陽 社

旅のことならおまかせください

旅のコンシェルジュ

おすすめのスポンサーを紹介します。

- 宿** お客様の希望に応じた宿泊施設をリゾートホテルから旅館旅館までご案内します。
- 食** 定番・人気のお店から地元好みの隠れたお店までご紹介
- 遊** 提携施設では特別料金にて入園券を手配
- 買** 定番のお土産屋さんから那須ブランド商品取扱い店までご紹介
- 移** 安心・安全の自社バスを手配
※貸車の場合でも地元の協力会社のバスを手配します。



那須中央観光バス
株式会社

☎0287-62-5151
www.nck-bus.com